

令和7年8月22日

## 法定外公共物占用料の算定誤りについて

### 1 概要

令和7年度の法定外公共物（河川）の占用料について、収入状況を確認したところ、令和2年度の途中で面積の変更があった占用物件について、令和3年度から令和7年度について徴収不足があったことが確認されました。

このため調査したところ、同様の算定誤りが2件あることが判明しました。

### 2 原因

令和2年度に占用許可変更申請（面積の変更）があり、占用料を月割りで計算し徴収する必要があることから、システムを手動計算に切り替え納付書の発行を行いました。納付書発行後、システムを自動計算に戻さなかったため。

### 3 影響額等

件数 2件 30,500円

### 4 対象となる方への対応

該当する2件の対象者には、お詫びと説明を行い、納付について御了解をいただいております。

### 5 再発防止策

変更申請など、月割り計算による占用申請の際には、手動計算から自動計算へ戻すことのチェック欄を設けるとともに、複数の職員により確認を行うようにしました。

併せて、毎年の納付書の発送前に手動計算により占用料を算定している案件について、複数の職員による確認を行い、再発防止に努めます。

建設部監理課

（課長）神保 信希（担当）峯村 治寛

TEL : 026-224-5044

FAX : 026-224-5116

E-mail : kanri@city.nagano.lg.jp